

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令(案)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備に関する省令(案)及び平成十五年総務省告示第七百六号(認証業務及びこれに附帯する業務の実施に関する技術的基準)の一部を改正する件(案)に対する  
意見募集の結果

No.	御意見の概要	御意見に対する考え方	命令等への反映の有無
1	<p>総論本案に賛同します。 当協会はユニファイド通信の事業者団体として、会員事業者と共にクラウド電話サービスや携帯電話のメッセージングサービスをはじめとしたユニファイド通信サービス全般の健全な普及・利活用を推進しています。 電気通信サービスが今後も社会的な信頼性を確保するために、契約者の本人性確認が正しく行われることは非常に重要です。 一方で、本人性確認を可能な限りシンプルなものとしていくことは国民の利便性確保の観点、および通信事業者の生産性向上、産業の健全な発展の観点からも非常に重要です。現在認められている多様な本人確認書類を削減・集約し、マイナンバーを標準的な本人確認書類として普及させることは、国民の利便性向上や確実な本人確認の実施の観点で必要不可欠です。本案はこれらを推進するものであるため賛同します。 また、今後、マイナンバーによる本人確認をひろく普及させるために、地方公共団体情報システム機構の継続的なサービス品質の向上や運用コストの低減、およびマイナンバーを利用して本人確認を行う事業者(eKYC事業者)の参入障壁の低減による競争の確保等、マイナンバーの利用の推進や品質向上、コストの低減にむけたインセンティブが確保される観点での議論が行われることも要望します。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。マイナンバーカード及び電子証明書を活用した本人確認の普及に向けて、いただいた観点を含め、引き続き取組みを進めてまいります。</p>	なし